

## 滋賀県スポーツ推進条例案要綱に対して提出された意見と これに対する考え方について

### 1 意見募集の結果

平成27年10月14日（水）から同年11月13日（金）までの間、滋賀県スポーツ推進条例案要綱についての意見を募集した結果、4名（団体）の方から、4件の意見が提出されました。

なお、この条例案要綱案については、関係団体に対しても、意見照会を行いました。

### 2 提出された意見（4件）とこれに対する考え方

	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>長浜市・米原市には競技用プールがなく、彦根市の県スイミングセンターが取り壊されると、湖東・湖北に競技用プールがなくなってしまう。県施設が南部地域に集中していると、県北部の優秀な選手が県外へ流出する恐れがあると思う。水球、飛込み競技、高齢者、身体障害者等の選手育成などを考えると、彦根以北にプールがあっても利用価値はある。プール建設、（長浜）北星（高校の）プールのリニューアルなど色々な方向で検討願いたい。</p>	<p>プール等の国体等のための施設整備は、今後検討されますが、ご意見を踏まえ検討されるよう要請します。</p>
2	<p>スポーツの設備が遅れているように思います。9年後の滋賀国体が大きな転換期になるように今から大きく仕掛けてほしい。</p> <p>各スポーツの国際大会が開ける競技場建設と室内体育施設はJR駅構内に駅近施設として設備を建設するように長期ビジョンを示し、超高齢化社会を先取りした健康スポーツ推進県とするように条例に盛り込めるように提案します。</p>	<p>国体等のための施設整備については今後検討されますが、ご意見を踏まえ検討されるよう要請します。</p> <p>高齢化社会に対応する部分に関しては、条例案要綱の前文、第1および第2で健康寿命の延伸について、第12で高齢者の介護予防等のための健康づくりの推進について言及していることから、原案のとおりといたします。</p>
3	<p>民間資金（民活）によるスポーツ施設の整備やスポーツ産業、プロスポーツ、スポーツクラブ等といったスポーツビジネスの活用の観点を入れてほしい。</p> <p>体育館などの施設整備は、現在の手法では対応できない。スポーツ施設の整備については、考え方を根本的に変えていかないとだめだと思う。将来におけるビジネスモデルやコンセプトを考えていき、スポーツの推進についてふくらみをもたせるために、民間の資金活用、スポーツビジネスの活用について条例の中で触れてほしい。</p>	<p>民間資金（民活）によるスポーツ施設の整備については、第20（施設の整備等）に「民間の資金等を活用するよう努める」旨を追加して規定することといたします。</p> <p>スポーツビジネスの活用については、第5（事業者の役割）の第1項の「事業者がスポーツの推進に積極的な役割を果たす」ことや、第17（スポーツの推進を通じた地域の活性化）の「スポーツに関連する産業の振興」の中で対応することとし、原案のとおりといたします。</p>

4	<p>第4（県民の役割）の第2項で、子どもの保護者の役割を明記し、幼児期からの取り組みや地域での活動の重要性を示して頂いたことは、大変意義のあることだと思います。</p> <p>第11（県民参加の促進等）の第3項について、「県は、地域において県民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブをはじめとするスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」といいます。）への・・・」というように、「総合型地域スポーツクラブ」を入れられませんか。県内で活発に活動している52クラブの存在感を示すことができればと思います。設立して15年近く経っても、「総合型地域スポーツクラブ」という言葉はあまり周知されていないように感じます。ぜひ、この条例に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>第11（県民参加の促進等）の第3項中「地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」といいます。）」を「総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブ（地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体をいいます。以下同じ。）」に修正します。</p>
---	---	---